

お問合せ

長崎市経済産業部商業振興課（長崎市魚の町4-1 14階）
電話 （095）829-1150



長崎市融資制度のホームページは、



で検索ください。

各融資制度の説明 ※詳しい要件等は、お問い合わせください。

＜中小企業エコ資金＞

（注1）事業車としての電動車等

①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤水素自動車

※乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタを指す。

（注2）新エネルギー設備

① 太陽光発電 ② 風力発電 ③ バイオマス発電 ④ 中小規模水力発電（1,000KW以下のもの）

⑤ 地熱発電（バイナリー方式のもの） ⑥ 太陽熱利用 ⑦ 温度差熱利用 ⑧ バイオマス熱利用

⑨ 雪氷熱利用 ⑩ バイオマス燃料製造 ⑪ 天然ガスコージェネレーション ⑫ 燃料電池

（注2）省エネルギー設備

① LED照明器具 ② 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）

③ その他（省エネルギー効果等が確認できる資料により、環境負荷の低減に寄与するものと判断できる場合。）

（注3）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）

建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示（第三者認証に限る。）による、次の認証区分を指す。

① ZEB ② Nearly ZEB ③ ZEB Ready ④ ZEB Oriented

※申込みにあたっては、対象機器等の概要や性能等が確認できる資料をご提出ください。

※既存事業所や工場での環境負荷軽減を対象としており、新規に取り組む場合は対象外。（ZEBの取組みを除く。）

＜中小企業いきいき企業者支援資金＞

（注4） 認定対象とする技術は、特許権、実用新案権又は意匠権のいずれかを受けているものであって、かつ、融資を申し込む中小企業者又は当該事業者の代表者が保有するものであること。

（注5） 「製品・技術「優れモノ」認証」に関する問い合わせ先：新産業推進課（Tel 829-1273）

（注6） 「長崎市ブランド振興会」に関する問い合わせ先：商業振興課内事務局（Tel 829-1150）

（注7） 「商店街の空き店舗」とは、かつて事業の用に供されていた施設で、現に使用されていない期間が3か月以上続いていること。また、当該商店街へ加入すること。

（注8） 外国人観光客に対応する施設の改修とは、洋室、洋式トイレ又は工事に付随して行う外国語標記の案内板、パンフレット、インターネット等を指す。

コンベンション開催に対応する施設の改修とは、無線LAN設備等を備える施設への改修を指す。

その他の受付

1 セーフティネット保証制度・危機関連保証制度 ※ 長崎市 セーフティネット で検索
中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者及び同条第6項に規定する特例中小企業者の認定を行っています。

2 地域総合整備資金（ふるさと融資）
（一財）地域総合整備財団の支援を得て、金融機関等と共同して民間事業者が行う地域振興に資する事業活動を支援するため、事業の設備投資に対し無利子融資を行う制度です。ご相談を受け付けています。

令和6年度 長崎市 中小企業融資制度のご案内

（令和6年4月1日現在）

市の融資制度とは

長崎市と融資取扱金融機関、長崎県信用保証協会が協力し、中小企業者（個人事業主を含む。以下同じ。）を対象に事業に必要な資金を円滑に調達していただくための融資制度です。

長崎市は、中小企業者の借入れの負担軽減を目的として、貸付残額に応じた預託を取扱金融機関へ行っており、さらに、信用保証料の一部又は全部を補助しています。

○融資にあたり、金融機関及び長崎県信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

○長崎市内の中小企業者は、長崎県の融資制度もご利用できます。

主な申込要件

原則として、下記の1～9の全てに該当する中小企業者が申し込むことができます。

- 1 申込日以前に長崎市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。（創業資金を除く）
- 2 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。（下表参照）
- 3 事業業種が長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
- 4 市税を完納していること。
- 5 法人の場合は登記簿上の所在地が長崎市内であること。個人の場合は長崎市内に住所を有すること。
- 6 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 長崎県信用保証協会の保証が得られること。
- 9 その他、各資金の融資要件に該当すること。（裏面参照）

＜中小企業者・小規模企業者の定義＞

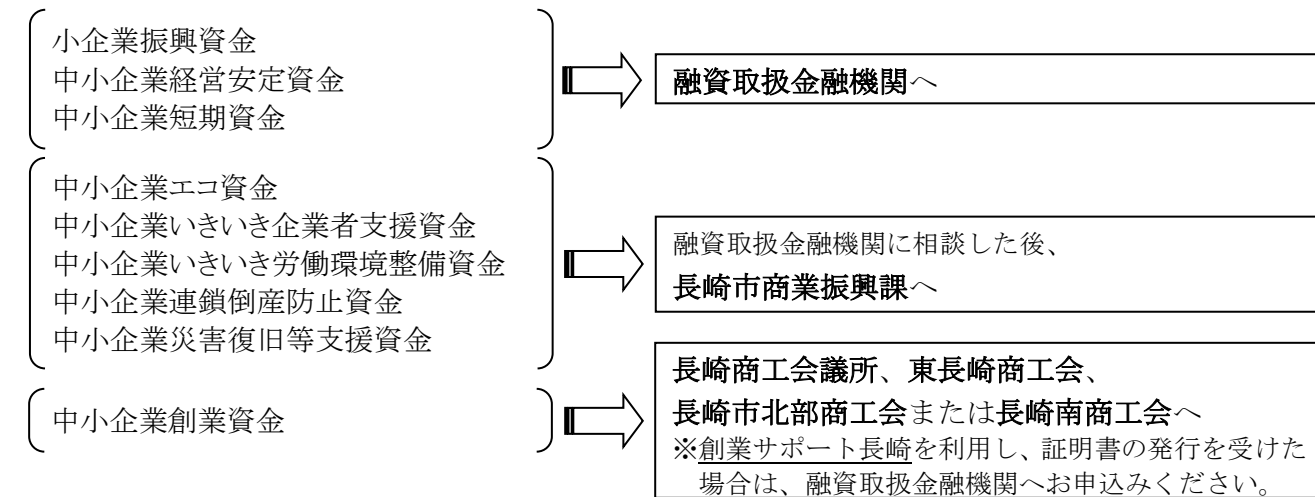
	中 小 企 業 者		小規模企業者
	資本金	／ 従業員数	従業員数
製造・建設・運輸業等	3億円以下	又は 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下	

※ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業等は、資本金及び従業員数の要件が異なります。

融資取扱金融機関

十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、三菱 UFJ 銀行、北九州銀行

融資制度ごとの申込先



令和6年度 長崎市中小企業融資制度一覧表

*各資金中の「〔注 番号〕」については、裏面の「各融資制度の説明」に掲載しています。

種別	融資制度名称	特色	融資要件概要	使途	限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)	信用保証料率 事業者負担率(年)	申込
一般資金	小企業 振興資金	小規模企業者の経営の健全化及び事業の安定化	小規模企業者で事業資金を必要とすること。	運転 ・ 設備	2, 000万円	変動金利(短プラ=各行短期プライムレート) ・1年超3年以内 短プラ以内 ・3年超 短プラ+0. 2%以内	1年超7年以内 (1年以内)	0. 45～1. 425% ※特別小口保険や経営安定 関連(セーフティネット)にかかる保 証、経営力強化保証を利用す る場合は 市が全額補給	融資取扱 金融機関 へ
	中小企業 経営安定資金	中小企業者の経営の健全化及び事業の安定化	事業資金を必要とすること。		5, 000万円	変動金利 ・1年超3年以内 短プラ+0. 1%以内 ・3年超 短プラ+0. 3%以内	1年超10年以内 (1年以内)	0. 45～1. 9%	
	中小企業 短期資金	中小企業者の短期の資金調達の円滑化	事業資金を必要とすること。	運転	1, 000万円	変動金利 短プラ以内	1年以内	0. 45～1. 52%	
緊急資金	中小企業 災害復旧等 支援資金	中小企業者が風水害、火災等により被った被害の復旧及び経済的環境の変化に対応した経営の安定	次の①から④までのいずれかに該当すること。(②～④は、認定書の有効期間内に限る。) ①台風などの災害の被害を受け、「り災証明」を発行されていること。 ②長崎市長から危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定を受けたこと ③新型コロナウイルス感染症に起因して長崎市長からセーフティネット保証4号の認定を受けたこと ④新型コロナウイルス感染症に起因して長崎市長からセーフティネット保証5号の認定を受けたこと	運転 ・ 設備	2, 000万円	固定金利 1. 4%	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (いずれも1年以内)	市が全額補給	※1
	中小企業 連鎖倒産防止資金	中小企業者が、取引業者の倒産の影響により、連鎖倒産することを防止	倒産企業に対し、売掛債権等を有していること。	運転			7年以内 (1年以内)		
政策資金	中小企業 創業資金	中小企業者の創業に必要な資金調達の円滑化	次の①、②のいずれかに該当することなど。 ①事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有すること。 ②事業開始後又は会社設立後、5年未満であること。(事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、5年を経過しない間に法人成りした場合を含む。)	運転 ・ 設備	3, 500万円	固定金利 1. 4%	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金10年以内 (創業資金は2年以内、 その他は 1 年以内)	市が全額補給	※2
	中小企業 エコ資金	中小企業者の環境問題への取組に必要な資金調達の円滑化	①公害防止施設の整備、条例・法令等による改善措置の勧告・命令を受けた改善、事業車としての電動車等〔注1〕の購入、緑化、新・省エネルギー設備〔注2〕や雨水・再生水利用システム設備、廃棄物リサイクル設備の導入、ISO14000 又はエコアクション 21 認証の取得など。 ②ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)〔注3〕の実現に向けた取組み。	運転 ・ 設備	①2, 000万円 ②6, 000万円 ※ただし、①と②の 合算で6, 000万円				※1
	中小企業 いきいき企業者 支援資金	中小企業者の経営革新に必要な資金調達の円滑化	次の①から⑧までのいずれかに該当すること。 ①自己保有(共同保有)している特許権、実用新案権又は意匠権にかかる技術〔注4〕を利用し、新規事業に取り組むこと。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金等を受けて開発した商品・サービスの交付年度の翌年度までに販路拡大に取り組むこと。 ③国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、支援を受けた翌年度までに商品開発又は販路拡大に取り組むこと。 ④「製品・技術「優れモノ」認証〔注5〕」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑤長崎市ブランド振興会〔注6〕から「長崎市長特産推奨品の認定」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑥長崎市などの公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、修了後1年以内に、具体的なビジネスプランに取り組むこと。 ⑦商店街の活性化のため、商店街の空き店舗〔注7〕を利用した出店を行うこと。 ⑧観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設〔注8〕の改修事業を行うこと。	運転 ・ 設備	2, 000万円				
	中小企業 いきいき労働環境 整備資金	中小企業者の労働環境に係る施設の整備や WLB、障害者雇用、求職者支援等に必要な資金調達の円滑化	次の①から④までのいずれかに該当していること。 ①従業員住宅や保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。 ②従業員が 100 人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。 ③常時雇用している障害者の割合が、全体の 3.6%以上であること。 ④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、就職支援を積極的に行っていること。						

※1 融資取扱金融機関に相談後、長崎市商業振興課へ

※2 長崎商工会議所、東長崎商工会、長崎市北部商工会又は長崎南商工会へ。もしくは「創業サポート長崎」を利用し、市から証明書の発行を受けた場合は、直接、融資取扱金融機関へ。